

## 【別冊】

# 総務教育常任委員会資料

(平成28年1月21日)

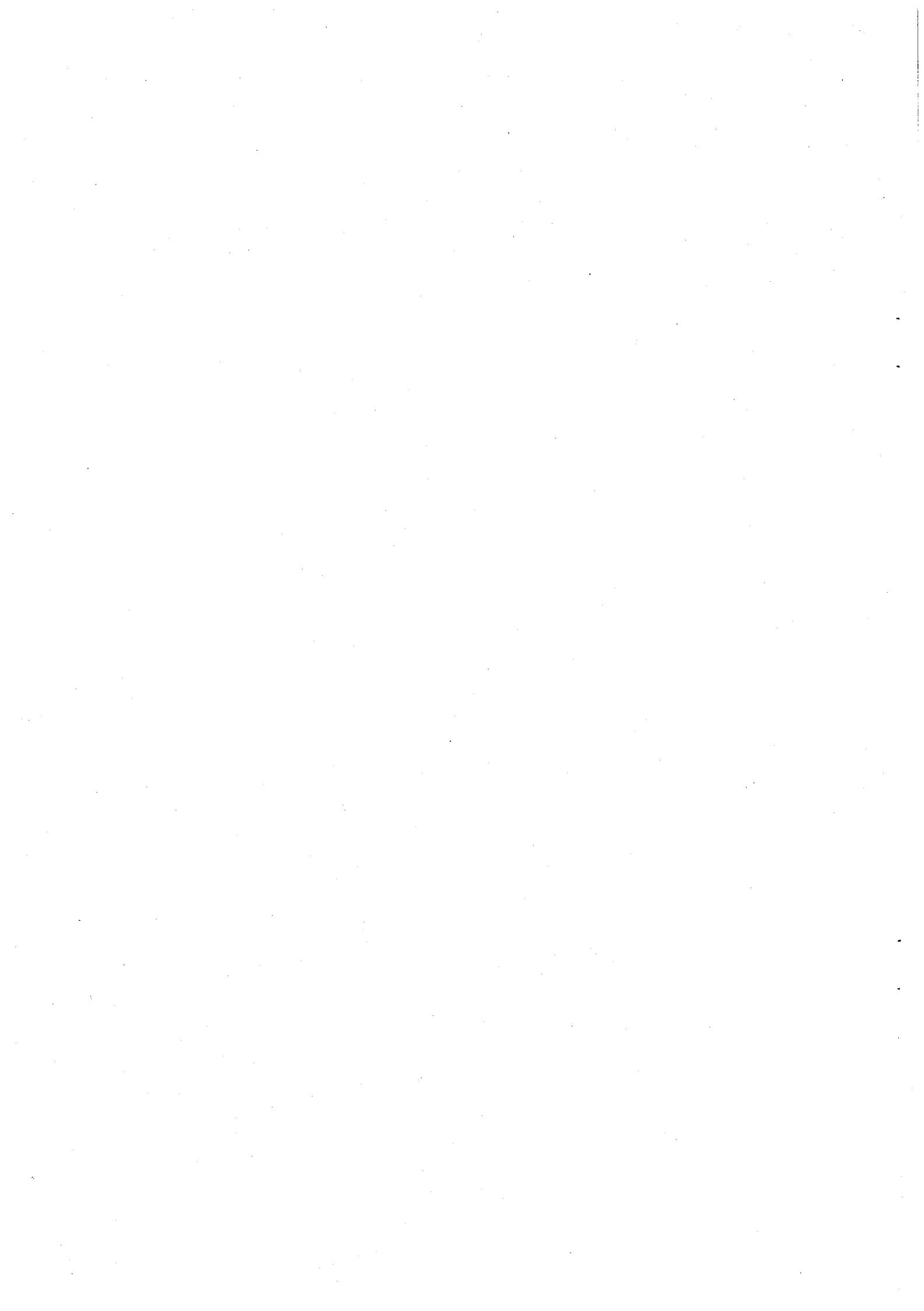
### 【項目】

ページ

1 平成27年度第3回鳥取県総合教育会議の開催結果について

【とっとり元気戦略課】・・・ 1

元気づくり総本部



## 平成27年度第3回鳥取県総合教育会議の開催結果について

平成28年1月21日  
とっとり元気戦略課  
教育総務課

昨日、本年度第3回目の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その結果を報告します。

### 1 日時等

- (1) 日 時 平成28年1月20日(水) 午後3時から4時30分まで  
(2) 場 所 鳥取県庁 議会棟3階 特別会議室

### 2 出席者

知事、教育委員会(教育委員長、教育委員、教育長)、有識者委員

### 3 概要

#### (1) 教育委員会からの報告事項

教育委員会から、「平成31年度以降の高等学校の在り方に関する基本方針(案)」及び「いじめ・不登校等への支援体制の充実」(スクールソーシャルワーカーの増員等)(別紙会議資料1のとおり)について報告がなされた。

#### (2) 「教育に関する大綱」の改定について

昨年7月に策定した「教育に関する大綱」の改定(第二編・平成28年度重点取組施策)について議論を行った。(大綱改定の主なポイント及び改定大綱案は別紙会議資料2-1及び2-2のとおり)

→ 改定大綱案の方向性については、了承いただいた。

#### (3) 委員からの主な意見について

- ・今年夏の選挙から選挙権年齢が引き下げとなるが、本県のすべての高校生が主権者としての自覚・意識を高めるため、公私連携で主権者教育を推進していくはどうか。
- ・企業連携については、一般的な体験学習ではなく、企業に行ってそこで抱える課題解決に向けて本気になって考えるような体験をすることで、生徒のスイッチが入る。
- ・学習の習熟を深め、小3・小4での学習の積み残しをつくりないため、家庭に期待する家庭学習の進め方について、わかりやすく保護者に説明する必要があるのではないか。
- ・プログラミングコンテストには専門高校の生徒しか参加していないのが現状である。普通科高校の生徒にも、様々な専門性に触れさせてほしい。
- ・発達障がいのある子どもたちは小さい頃からの教育により一定の改善が見られることからも、幼少期からの教育が重要である。
- ・スクールソーシャルワーカーの役割はとても重要であり、人材確保の観点からも養成を進めてほしい。
- ・主体的・協働的に学ぶ子どもたちを育成するため、小中におけるアクティブ・ラーニングを進めていく必要があり、教員のファシリテート能力を高めていく必要がある。

#### (4) 知事総括

- 改定大綱案の方向性は了承いただいたが、委員からの意見を受けて、発達障がいのある子どもたちへの対策について、今後、教育委員会と協議・調整したい。
- スクールソーシャルワーカーの人材確保については、本気で考えていく必要がある。
- 主体的・協働的な子どもたちを育成するためには、地域との連携も重要であり、企業と連携して探求型学習に取り組んでいる私立学校の好事例を、公立でも取り入れてもらえばと思う。
- 「平成31年度以降の高等学校の在り方に関する基本方針（案）」において、小規模校の今後のあり方がわかりづらい、小規模校が特色を持った学校に変わることができるのか、今後も会議の場で検討させていただきたい。

#### 4 今後の予定

今回の委員意見や当初予算の状況等を勘案し、教育委員会と協議・調整した上で、3月中に改定版の大綱を策定する。

<参考>有識者委員名簿

氏名	主な所属	備考
浅雄 淳子	鳥取県PTA協議会事務局長	
石原 太一	NPO法人倉吉鴨水館館長	
竺原 晶子	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	
椿 知夫	公益財団法人鳥取県体育協会常務理事、鳥取県スポーツ少年団副本部長	欠席
福島 史子	スクールソーシャルワーカー、鳥取大学医学部非常勤講師	
山内 晃	学校法人翔英学園米子北斗中学校・高等学校長、鳥取県私立中学高等学校長 会会長	
横井 司朗	学校法人鶴鳴学園理事長、全国専修学校各種学校総連合会理事	

## いじめ・不登校等への支援体制の充実について

教育・学術振興課  
いじめ・不登校総合対策センター  
高等学 校 課

### ○ 相談・支援体制の充実

近年のいじめ・不登校等の要因ともなっている、児童生徒の社会環境が複雑に絡み合っているケースへの対応を強化していくため、課題解決支援の核となる専門職員として、スクールソーシャルワーカーを増員し、児童・生徒の社会環境（家族、友人、学校、地域等）にアプローチし、各種専門機関や専門家と連携して多面的、複層的な支援体制の充実を図る。

- ・スクールソーシャルワーカーの増員

(県立高校) 各圏域の拠点校に各1名配置しているスクールソーシャルワーカー3名を、5名に増員し、支援体制を強化するとともに私立高校の生徒の支援も行う。

(小中学校) H27: 11市町村 → H28: 14市町村(予定)

- ・スーパーバイザーの新規配置

県内のスクールソーシャルワーカーに対し、適切な支援ができるようスーパーバイザーをいじめ・不登校総合対策センターに1名配置する。

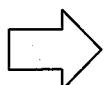
### ○ 「フリースクール」活用など多様な学びの認知と環境に応じた学習機会の確保

不登校の児童生徒が学んでいる学校外施設（フリースクール等）を、集団生活への適応の場、学校復帰等に向けた学びの場として活用し、要件を満たす場合に「出席扱い」とする取組が円滑に進むよう、学校外の多様な学習機会確保を進めていく。

(現行)

学校や市町村教育委員会が「出席扱い」等について判断する際の留意すべき点（目安）として、県教育委員会は平成27年1月に「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を作成するとともに、当ガイドラインに照らして「出席扱い」とすることが適當と考えられる施設を「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として、市町村教育委員会へ通知している。

また、ガイドラインに適合するフリースクールには、県において運営費支援を行っている。



市町村教育委員会や各学校長によって判断に差が生じないよう、上記ガイドラインをよりわかりやすくしたチェックリストを作成し、学校等への周知を進めるとともに、ガイドラインに適合するフリースクールへの運営費支援をより活用しやすいものとして見直しを行うなど、多様な学習機会を確保する。

#### ➤ 「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」の周知

「出席扱い」等の判断を行う際の一助となる「ガイドライン」が一層わかりやすいものとなるよう、チェックリストを今年度中に作成し、市町村教育委員会教育長や学校長の会議等において周知し、市町村教育委員会や各学校長によって、「出席扱い」の判断に差が生じないようになる。

ただし、「出席扱い」の判断は、個々の児童生徒の通所状況によって異なる。

(出席扱いになるケース) 学校復帰を目指した学習プログラムに沿って定期的に通所している場合など

(出席扱いにならないケース) 土日だけの通所、不定期な通所の場合など

また、フリースクールと学校の連携が図られるよう定期的にフリースクールの活動状況の聞き取りや視察を行い、市町村・学校に情報提供を行う。

#### ➤ フリースクール連携推進事業補助金の見直し

県の「ガイドライン」に適合するフリースクールに対する運営費支援を拡充する。

(改正後) ガイドラインに適合するフリースクールについて、市町村教育委員会が出席扱いとしているか否かにかかわらず、「在籍児童生徒総数」を算定基礎とする。

# 不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン

小中学校課

不登校児童生徒の相談・指導については、公的機関での指導の機会が得られないときや通うことが困難で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合に、民間施設への通所又は入所を考慮することができる。

今回策定したガイドラインは、学校や市町村（学校組合）教育委員会として「出席扱い」等について判断する際に留意すべき点を目安として示したものであり、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではない。

したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインを参考としながら、地域の実態等を考慮し、各民間施設における活動を十分把握して、総合的に判断することが求められる。

## 1 実施主体について

- (1) 法人・個人を問わないが、基本方針として、不登校児童生徒の学校復帰を目指す取組を進めながら、社会的な自立に向けた支援を行っていること。
- (2) 実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (3) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料、入寮費等が明示され、学校や保護者等に情報提供が行われていること。

## 2 相談・指導の在り方について

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。  
また、体罰等の不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- (2) 不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、必要に応じて学校と連携するなど、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 不登校児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導体制が整備されているとともに、相談・指導の計画やその方法が明示されていること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供が行われていること。
- (5) 施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。また、災害・防犯に関する訓練を実施するなど、入所児童生徒の安全確保に努めることが望まれる。

## 3 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、相談・指導に必要な知識、経験及び技能を有していること。また、実施者は、相談・指導スタッフの資質向上に努めること。
- (2) 専門的なカウンセリングなどを行う場合は、臨床心理士等の有資格者や心理学・精神医学など、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導員等が相談・指導に当たっていること。臨床心理士等の有識者がいない場合は、大学・医療機関等との連携が図られていること。

## 4 施設・設備について

- (1) 学習や相談・指導の活動を行うに適した施設・設備が整備されていること。
- (2) 施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

## 5 学校・教育委員会と施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーに配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、相談・指導経過などの必要な事項について学校に定期的に情報提供が行われていること。
- (2) 学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係が保たれていること。

## 6 家庭との関係について

施設での相談・指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

## 大綱改定の主なポイント

### 1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

#### ④「授業改革の推進」

- ・特に算数・数学、理科等の課題解決に向け、  
課題解決に向けた取組を行う授業研究会等にアドバイザーを派遣。  
拠点校を中心にして授業改革を行い、その成果を全県に普及  
・学力定着等に成果が期待される小学校高学年における教科担任制をモデル的に導入

#### ⑤「高大接続システム改革への対応」…新規項目立て

- ・専門講師を招聘してアクティブ・ラーニングを取り入れた授業へと改革
- ・「21世紀型学力検討委員会」を設置し、具体的な授業改革や教育課程の編成について  
検討

#### ⑥「ＩＣＴ活用教育の推進」

- ・情報モラル教育に取り組む指定中学校区で小中9年間の指導計画作成し、全県に普及

#### ⑧「グローバル化に対応した英語教育の推進」

- ・海外高等教育機関との交流を進める

#### ⑨「キャリア教育の充実」

- ・地域の産業界や教育機関等と連携し、農林水産業、6次産業化など地域産業の担い手を育成

### 2 社会全体で学び続ける環境づくり～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～

#### ①「学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりの推進」

- ・「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の周知と拡充により、社会全体で家庭教育を支援

#### ⑤「家庭教育の充実」

- ・個々の家庭の課題に応じて必要な支援が届くよう家庭訪問型アウトリーチ支援の取組を促進

#### ⑥「子どもが成長する安全・安心な居場所づくり」…新規項目立て

- ・困難な家庭環境にある子どもたちが、社会性を身につけ、自己肯定感を高めていけるよう、多様な体験活動を通じて学ぶ、子どもの居場所づくりを支援

### 3 学校を支える教育環境の充実～安全・安心に学べる教育環境づくり～

#### ②「安心して学べる学校教育の推進」

- ・県内のスクールソーシャルワーカーに対して適切な支援ができるスーパーバイザーを配置

③ 「貧困の連鎖を断ち切る学習支援の充実」 …新規項目立て

- ・ 経済的な理由や家庭の事情により、大学進学等を断念しない仕組みづくり
- ・ 学習が遅れがちな中学生等が放課後や土曜日、長期休業中に学習できる環境を地域人材を活用しながら整備

④ 「フリースクール活用など多様な学びの場の確保」 …新規項目立て

- ・ 主に不登校等の児童生徒に対する集団生活への適応の場、学校復帰等に向けた学びの場として活用する際の判断の一助となる基準の整備
- ・ 基準に適合するフリースクールへの運営費支援

⑦ 「教職員の多忙解消・負担感軽減」

- ・ 学校カイゼン活動を進めるほか、学校業務の負担軽減を図る校務支援システムの共同調達について検討

4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実

～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

③ 「特別支援教育における医療的ケア実施体制の充実」

- ・ 学校看護師、教員に対する研修を充実させることにより、看護師と教員が協働した医療的ケア実施体制を構築

④ 「手話教育の推進」

- ・ 県立高校において言語である手話のカリキュラムへの導入、手話学習事例集の活用など、手話を学ぶ機会を拡大

5 スポーツ・文化の振興

～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

② 「トップアスリートの育成」

- ・ 選手の指導にあたる教員指導者について、選手指導等に専念させる体制を整備

学力向上の指標

- ・ 全国学力・学習状況調査において、中学3年生の各教科の最上位層の割合が、同生徒が小学校6年生時の各教科の最上位層の割合を上回る
- ・ 全国学力・学習状況調査において、中学3年生の各教科の最下位層の割合が、同生徒が小学校6年生時の各教科の最下位層の割合を下回る

## 平成28年度版(案)

# 鳥取県の「教育に関する大綱」

鳥 取 県

## はじめに

平成26年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教行法」という。）の改正に伴い、平成27年度から各地方公共団体の長には、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱」（以下、「大綱」という。）の策定が求められることになりました。

平成24年3月、本県では「教育振興協約」を締結し、知事と教育委員会とが連携した取組をスタートさせるとともに、平成25年5月には知事、教育委員会、そして民間委員による「教育協働会議」を設置し、協約に基づく施策の点検や検討を行うなど、鳥取県の子どもたちの未来のための教育振興に先行的に取り組んできました。

鳥取県の大綱は、これまでの「教育振興協約」を継承していく認識のもと、「鳥取県教育振興基本計画」を基本として、本県教育の中期的な取組方針とともに、毎年度の重点的な取組施策を定めていきます。

知事と教育委員会とは隨時協議・調整を行いながら施策の進行状況や効果を検証し、施策の着実な推進を図るとともに、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして迅速に施策に反映させます。

## **第一編 平成27年度から平成30年度までの中期的な取組方針**

### **1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進**

#### **～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～**

人口が少ない本県においては、地域全体の力を高め、地域の中で優れた人材を育てていく必要があります。ふるさと鳥取県で生まれ育った優れた人材は、県内経済や地域社会を支える次代の担い手となるほか、県外で就労・生活されてもUターン後に、豊富な経験や知識、技能等を生かして県内で活躍し県を支え、また県外から鳥取県を応援するなど、様々な形態での鳥取県への貢献・支援も期待できます。

このため、子どもたちの特長、長所を更に伸ばし、確かな学力の定着・向上を図るため、幼児期から高等学校期までの連続した鳥取ならではのきめ細やかな教育を推進し、子どもたちの学ぶ意欲を高めるための取組を進めています。

また、主体的・協働的に学ぶ人材を育成するため、少人数学級の取組やアクティブ・ラーニング型の授業実践、情報モラルを踏まえたICT活用教育の推進、エキスパート教員の優れた指導力を活用した教員の授業力・指導力向上などにより、学力向上に向けた授業改革を進めます。

加えて、グローバル化に対応した英語教育の推進、「生きる力」を身に付け、地域ニーズに対応できる人材の育成を目指したキャリア教育の推進、豊かな学習機会を提供する土曜授業等に取り組むなど、教育現場の活性化を図り、子どもたちの学びの質の向上に取り組みます。

## **2 社会全体で学び続ける環境づくり ～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～**

ふるさと鳥取県を愛し、自立して心豊かに生きる人材を育てていくためには、教育に対する考え方を地域と共有し、地域とともに教育・人づくりを進めていくことが必要です。

このため、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる体制づくりを推進する一方で、保護者への学習機会提供や相談支援体制の整備などにより家庭教育を充実するほか、公民館などの学びの場を拠点とした自然体験・社会体験にチャレンジする機会、異世代が交流しきれあう機会の創出や、図書館・博物館などの社会教育施設の機能充実も含めた生涯学習環境の充実などにより、社会全体の教育力を高めています。

また、「ふるさと鳥取」に愛着と誇りを持った人材を育てていくため、自然・歴史・文化などの優れた地域資源を活用した「ふるさと教育」を推進するとともに、科学・ものづくりの楽しさを知る機会の充実や、子どもたちの学習意欲の向上や起業・創業など夢の実現に向けた意欲を高める教育の推進などに取り組みます。

加えて、子どもたちの豊かな心を育み規範意識を高める道徳教育や、政治や選挙に対する関心を高め主体的に社会に参画する力を育成する主権者教育を推進するなど、社会の一員としての自覚と責任を促します。

### **3 学校を支える教育環境の充実 ～安全・安心に学べる教育環境づくり～**

子どもがのびのびと学ぶためには、安全・安心な学習・生活環境を整える必要があります。

このため、学校と家庭、地域、関係機関が一丸となっていじめ防止に総合的に取り組むとともに、不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援と子どもの貧困対策の推進のため、学校等における組織的な対応を強化し、教職員の対応力向上やソーシャルスキルトレーニング等を活用した学級づくり・人間関係づくりに取り組むなど、安心して学べる教育環境づくりを推進します。

また、急速に進展する情報化に対応して子どもたちの健全な成長を支えるための情報モラル教育の充実を図るとともに、子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送る基礎づくりのため、健康教育や食育の推進に取り組むほか、通学路の安全対策をはじめとした交通安全や防災、防犯などの安全教育の推進、鳥取県版環境管理システム（T E A S）の取得や自然エネルギーの導入などの環境教育の推進、教職員が子どもたち一人ひとりと向き合える環境を整備するための教職員の多忙解消・負担感軽減などに取り組みます。

加えて、時代のニーズや地域の実情に応じた魅力ある学校づくりに地域と連携して取り組みます。

## **4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～**

特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加している中、障がいのある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、輝ける存在として社会でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりのニーズに対応した教育を進めていくとともに、障がいに対する県民の理解を深め、共生の心を育む地域づくりを進めていくことが重要です。

このため、早期からの障がいの発見、相談支援の充実を図り、幼児期から高等学校期まで連続性のある教育を推進するとともに、在学中から学校と労働、福祉等関係機関との連携を強め、適切な就学先決定、就労支援と職場定着に取り組むほか、医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の充実に取り組むなど、個別の教育的ニーズに的確に応える教育環境の整備を推進します。

また、特別支援学校が、その専門性を基盤として、地域の特別支援教育拠点としての役割を担えるよう、教育相談や研修機能の充実を図ります。

加えて、全国初の手話言語条例の制定をきっかけとして、ろう及び手話への理解促進や手話を学ぶ機会の拡大を図るとともに、県民への障がいの理解・啓発を図ります。

## 5 スポーツ・文化の振興

### ～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の 継承、創造、再発見～

運動・スポーツは、子どもたちの体力を向上させ、豊かな心と健やかな体を育む基礎となります。本県出身の選手の世界や全国の舞台での活躍は、県民に夢や希望をもたらし、明るく豊かで活力に満ちた社会を創造します。

また、本県の先人たちが育んだ伝統と個性のある文化・芸術に県民が触れ、地域への理解と絆を深めることは、郷土を愛し、豊かな人間性を持った人材の育成につながります。

このため、幼年期から楽しく体を動かす機会を確保し、運動（遊び）が日常的に定着し習慣化されるよう、ライフステージに応じた運動機会の確保・充実、必要な環境整備を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を絶好の機会と捉え、ジュニア期からの一貫指導体制の一層の充実を図るなど、世界や全国で活躍する選手の育成に取り組みます。

加えて、子どもたちの豊かな人間性の育成と共生社会実現のため、文化芸術活動を通していきいきと活躍できる場の充実を図るほか、県民が多彩な文化芸術に親しむ環境づくりを進めるとともに、県民の財産である文化財や伝統文化を知り、接する機会を創出し、その保存、次世代への継承にも取り組みます。

## 第二編 平成28年度重点取組施策

### 1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進 ～全国に誇れる学力をを目指す学びの質の向上～

#### ① 小中一貫教育の推進

地域住民との協働・連携による小中一貫教育を推進するため、中学校区で住民参画の協議会を設置し、目指す子ども像を共有して小中9年間の系統性のあるカリキュラムを作成する市町村を支援します。

#### ② 小中高連携による教科指導の体制づくり

県内に設置した6つのモデル地区（ツリー）で、小中高が英語又は数学の教科指導を通して連携し、小中高を見通した学習内容の定着と応用力を伸ばす教科指導体制のモデルづくり及び成果の全県への普及に取り組みます。

#### ③ 幼保小連携の推進

豊かな自然を生かすなどした遊びかる子どもの育成や、小学校教育との連携による円滑な接続等を図ることを目指して作成した「幼保小連携カリキュラム」を全県に普及するため、実践例を動画等にわかりやすくまとめた事例集などを、幼稚園・保育園・認定こども園等における教職員の指導力向上の研修等に活用し、幼児教育の充実に取り組みます。

また、就学前の育ちと学びをつないでいくための接続期のカリキュラム作成など、幼児教育と小学校教育との相互理解に基づく円滑な接続を目指す取組を推進します。

#### ④ 授業改革の推進

学力の向上を目指すため、特に算数・数学等の課題解決に向けた取組を行う授業研究会等にアドバイザーを派遣し、小中学校相互の教科でのつながりを基盤として、教師の授業力向上に取り組むとともに、課題となっている小学校の理科の指導力を向上させるため、拠点校を中心にして授業改革を行い、その成果を全県に普及します。

また、学力定着等に成果が期待される小学校高学年における教科担任制をモデル的に導入し、その成果を全県に普及します。

さらに、研修を通して全校種でのアクティブ・ラーニングの授業デザイン力を高めるとともに、高校でのアクティブ・ラーニング型の授業実践を発表し合う「学びの文化祭」を開催し、その成果を全県に普及します。

加えて、「学校図書館活用教育推進ビジョン」及び「学校図書館活用教育推進ハンドブック」を普及促進し、授業で学校図書館の活用を増やし、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。

#### ⑤ 高大接続システム改革への対応

高大接続システム改革を見据え、高校等に専門講師を招聘してアクティブ・ラーニングを取り入れた授業へと改革するとともに、「高等学校基礎力テスト」（平成31年度から実施予定）及び「大学入学者学力評価テスト」（平成32年度から実施予定）等に対応するため「21世紀型学力検討委員会」を設置し、具体的な授業改革や教育課程の編成について検討します。

#### ⑥ I C T 活用教育の推進

I C Tを活用して卓越した教科指導等を行うエキスパート教員の認定や学校C I O・情報化推進リーダー研修を行うなど、教員のI C T活用指導力の向上等に努めるとともに、民間企業・大学等で構成するコンソーシアムにおいて、授業におけるI C Tの効果的な活用を進めます。

また、I C Tを活用した教材やエキスパート教員の授業映像を配信・共有することにより、県内の教員が学び、授業を高め合う仕組みを構築します。

さらに、小中連携で情報モラル教育に取り組む中学校区を指定し、小中9年間を見通した年間指導計画を作成するなどして、その成果を全県に普及します。

**⑦ 教員の指導力の向上**

新たなエキスパート教員を認定するとともに、教員が互いに学びあう風土をつくるため、中核教員の養成など、教員の指導力の向上に取り組みます。

**⑧ グローバル化に対応した英語教育の推進**

グローバル化に対応した教育環境づくりや、2020年の新学習指導要領の全面実施に対応する英語科教員の指導力を向上するため、教員研修を充実します。

また、子どもたちの外国に対する興味・関心と英語によるコミュニケーション能力を高めるため、外国語指導助手（ALT）の配置増や海外留学・海外体験への支援の充実などに取り組むとともに、海外高等教育機関との交流を進めるほか、とっとりイングリッシュクラブの活動などを通じて外国の子どもたちとふれ合う機会の充実に努めます。

**⑨ キャリア教育の充実**

社会的に自立する能力や態度を育て、夢や希望に向かって果敢にチャレンジする高校生を育成するため、各学校の体系的なキャリア教育推進計画の作成支援等を行うスーパーバイザーの配置やキャリア教育を支援する企業を「鳥取県キャリア教育推進協力企業」に認定するなどして、全ての県立高校でキャリア教育を推進します。

また、農林水産業に関連する専門高校が地域の産業界や教育機関等と連携し、社会で求められる多様な知識・技術や、専門的な資質・能力を生徒に習得させ、農林水産業はもとより、6次産業化など地域産業の担い手としての意識や自覚を育むことにより、地域に貢献する人材を育成します。

**⑩ 土曜授業等の取組の推進**

すべての県立高校において、土曜授業等を含む土曜日を活用した教育活動に取り組むとともに、取組にあたっては、実施校以外の生徒や教員の参加を認めるなど、学校の枠を超えて切磋琢磨できるような環境づくりに努めます。また、子どもたちの土曜日の教育環境の充実に取り組むすべての市町村を支援するなど、全県的に取組を推進します。さらに、学校法人における取組を支援します。

**2 社会全体で学び続ける環境づくり**

**～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～**

**① 学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりの推進**

子どもたちの健やかな成長を育むため、学校支援ボランティアの活躍や放課後子ども教室等の取組の充実に加えて、地域住民のより一層の参画を図り、学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりを推進します。

また、「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」を県内企業等に周知し、協力企業を増やすなど、ワーク・ライフ・バランスを推進することで、社会全体で家庭教育を支援し、子育てしやすい環境づくりを進めます。

**② ふるさと教育の推進**

史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民工芸等の様々な郷土の貴重な財産に触れ、その良さを感じる学習等を進めるとともに、地域をテーマとした探究学習や地域や地元企業等と連携した教育活動の充実を図り、「郷土とっとり」に愛着と誇りをもった人材の育成に取り組みます。

**③ 科学・ものづくり教育の推進**

「科学の甲子園ジュニア」等の全国大会への出場権をかけた科学の競技会、著名な科学者の講演や科学実験教室の開催などにより理数系分野の学習意欲の一層の向上や科学にふれる機会を提供するとともに、教員の理数教科の指導力の向上に取り組みます。また、Fablabとっとりの運営、中高生向け研修など産学官協働で取り組むものづくり教育や「高校生ものづくりコンテスト全国大会」等の各種競技会への参加などの実践活動を支援します。

#### ④ 学ぶ意欲が高まる教育の推進

社会で活躍している方や、創意あふれる活動を行っている方を講師としたり、そのような事例を学ぶ取組と、そのような活動を行ってみたいと考える生徒に対する資金面を含む支援を通じて、学習意欲や起業・創業など夢の実現に向けた意欲を高めるための仕掛けづくりに取り組みます。

#### ⑤ 家庭教育の充実

市町村と協力しながら、PTAや地域での保護者の交流や支援に携わる関係者の連携を促進し、家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネートなど、地域の実情に応じた家庭教育支援体制の強化に取り組みます。

また、現在の家庭教育支援チームの主たる活動である相談や学習機会の提供に加え、個々の家庭の課題に応じて必要な支援が届くよう家庭訪問型アドバイザリーチームの取組を促進します。

#### ⑥ 子どもが成長する安全・安心な居場所づくり

低所得世帯やひとり親家庭など困難な家庭環境にある子どもたちが、社会性を身につけ、自己肯定感を高めていけるよう、夜間や休日に、地域の大人や友達と一緒に食事を作って食べたり、勉強したりするなどの体験活動を通じて学ぶ、子どもの居場所づくりを支援します。

#### ⑦ 社会教育の推進

学びの場を拠点とした地域のつながりや交流を深め、連携して地域や子どもを守り育てるため、公民館の職員等社会教育関係者の資質の向上を図るほか、地域のことを学んだり、地域活動・ボランティア活動に取り組んだりする高校生や青年層の団体を支援し、次代の地域を担う人材の育成に取り組むことなどにより、社会教育の充実に取り組みます。

#### ⑧ 主権者教育の推進

公職選挙法の一部改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、小・中・高校のそれぞれの段階において、教科における指導を行うほか、地域を知り、地域に关心を持つための活動をとおして児童生徒の社会参画意識を高めるとともに、模擬投票などを通じて政治や選挙の役割を学ぶなど、主権者教育を推進します。

### 3 学校を支える教育環境の充実

#### ～安全・安心に学べる教育環境づくり～

##### ① いじめ防止への取組の充実

学校・家庭・地域が一丸となって取り組むための人権教育プログラムを開発・普及し、総合的ないじめ防止対策につなげるとともに、「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ問題に関係する機関・団体の連携を図ります。

また、児童生徒による主体的ないじめ防止の取組を充実するため、児童生徒の取組の発表等を行うシンポジウムを開催します。

##### ② 安心して学べる学校教育の推進

不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、公立学校、私立学校及び関係機関等が、それぞれ持つノウハウを共有し、教職員の対応力の向上等に取り組みます。また、貧困の子どもたちを支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や研修の充実などにより、学校を窓口として福祉関連機関との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

加えて、児童生徒が置かれている環境が複雑多岐にわたる現状等を鑑み、県内のスクールソーシャルワーカーに対し、適切な支援ができるようスーパーバイザーを配置します。

##### ③ 貧困の連鎖を断ち切る学習支援の充実

経済的な理由や家庭の事情により、大学進学等を断念しない仕組みづくりを進めるとともに、家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等が放課後や土曜日、長期休業中に学習できる環境を地域人材を活用しながら整備します。

**④ フリースクール活用など多様な学びの場の確保**

不登校等の児童生徒に対して、多様な学びを提供する「フリースクール」を、集団生活への適応の場、学校復帰等に向けた学びの場として活用するに当たり、「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿った「出席扱い」の判断がなされるよう周知するとともに、基準に適合するフリースクールへの運営費支援を行うなど、多様な学びの場の確保に取り組みます。

**⑤ メディアとの正しい接し方の教育啓発の推進**

児童生徒の健全な成長が損なわれることのないよう、保護者や地域住民が行う学習への講師派遣を行うとともに、乳幼児期からのメディアとの正しいつきあい方についてPTAとも連携した教育啓発を行います。

**⑥ 県立高校の魅力づくり**

各校の状況に応じた特色ある教育活動や、地域や地元企業等と連携した教育活動の実施など、学校裁量予算等を活用して県立高校の魅力化や特色づくりに取り組むとともに、全国からの生徒募集を実施します。

**⑦ 教職員の多忙解消・負担感軽減**

教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合える環境を整えるため、会議運営の効率化や校務分掌の再編など、各学校において学校カイゼン活動を実施することにより、教職員の過重負担・多忙解消と負担感軽減に向けた取組を推進します。

また、小中学校において教員が行う学校業務の負担軽減を図るため、校務支援システムの共同調達について市町村とともに検討を進めます。

**⑧ 安全教育の推進**

登下校時や校内における事件や事故、災害から児童生徒を守るために、学校の危機管理体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域及び関係機関との連携による通学路の安全点検をはじめとした地域ぐるみの安全対策を推進します。

**⑨ 健康教育の充実、食育の推進**

学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性教育や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実を図ります。

また、食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。

**4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実**

～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

**① 障がい児への支援体制の充実**

市町村と連携した障がいの早期発見、早期支援を行う取組を進めるほか、発達障がいを含めた障がいのある児童生徒への幼稚期、小学校期から高等学校期まで連続性ある教育を推進するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を深め、適切な相談支援、発達支援、就労支援を行うなど支援体制の充実を図ります。

また、特別支援学校の専門性を強化し、教育相談や研修を行うなど、地域の特別支援教育拠点としての役割を充実します。

**② 特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発**

教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じて、特別支援教育や障がいのある子どもの理解、啓発を図ります。

**③ 特別支援教育における医療的ケア実施体制の充実**

学校看護師を統轄する常勤看護師を配置するとともに、学校看護師に対する研修に加え、教員に対する研修を充実させることにより、看護師と教員が協働した医療的ケア実施体制の構築を図ります。

**④ 手話教育の推進**

教職員の手話技術の向上に取り組むほか、手話普及コーディネーターを配置して手話普及支援員を学校に派遣するなど、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう環境整備を推進するとともに、県立高校において言語である手話のカリキュラムへの導入、手話学習事例集の活用など、手話を学ぶ機会の拡大にも取り組みます。

**⑤ 特別支援学校生徒の職場定着の推進**

卒業生の職場定着を推進するため、特別支援学校に定着支援コーディネーターを配置し、企業、労働及び福祉等の関係機関と連携しながら、ジョブマッチングや就職後のフォローアップを強化します。

**5 スポーツ・文化の振興**

～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

**① 運動遊びや体育学習の充実**

幼年期から楽しく体を動かす機会を確保することで、運動（遊び）が日常的に定着し、習慣化されることを目指して、子どもたちの運動意欲を引き出し、体力向上を図るため、体育学習や放課後等に地域人材を活用した運動遊び等の運動機会の確保・充実に取り組みます。

**② トップアスリートの育成**

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催等に向けて、ジュニア期からの一貫指導体制の一層の充実やタレント発掘及び選手強化、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会の創出に取り組むなど、世界や全国で活躍する選手を育成するとともに、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組みます。

併せて、競技指導体制の充実を図るため、選手の指導にあたっている優秀な教員の指導者について、選手指導等に専念させる体制を整えます。

**③ 文化芸術活動の振興**

本県で初めて開催した「近畿高等学校総合文化祭」の成果を維持・継続し、高校の文化部活動の充実・発展に取り組みます。

また、障がい者芸術文化祭への参加を通じて得られた成果を生かすため、「あいサポートアートとっとり祭」など地域で開催されるイベントに参加することにより、障がいのある子どもたちの文化活動の活性化と、文化芸術活動を通じた健常者と障がいのある人との交流の機会の拡大に取り組みます。

## 平成28年度指標一覧

### 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

#### ～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

- ・全国学力・学習状況調査において、各教科ごとの県平均が全国平均を上回るとともに、別紙に定める学力向上指標において前年度を上回る。
- ・各県立高校が毎年度当初に設定する学力向上の推進に係る指標を全ての学校で達成する。
- ・エキスパート教員の数が前年度を上回る。
- ・幼稚教育と小学校教育の円滑な接続を図るためにスタートカリキュラムが編成されている小学校の割合を増加する。
- ・英語指導力向上研修に教員等を参加させる公立学校数を増加する。  
[研修参加率の目標値：小学校 75% , 中学校 100% , 高校 100%]
- ・全ての県立高校で土曜日を活用した教育活動に取り組む。
- ・土曜授業等に取り組む市町村を前年度以上とする。
- ・教員のICT活用指導力調査において、教員のICT活用指導力が全国平均を上回る。

### 社会全体で学び続ける環境づくり

#### ～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～

- ・学校支援ボランティアの登録者数が前年度を上回る。
- ・全ての県立高校で投票体験等の学習を取り入れた主権者教育を実施する。

### 学校を支える教育環境の充実

#### ～安全・安心に学べる教育環境づくり～

- ・不登校児童生徒への指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒の割合が前年を上回る。
- ・不登校の出現率が全国平均を下回るとともに前年度より低減する。

### 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実

#### ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

- ・教育センターが開催する全ての基本研修において手話の普及に取り組む。
- ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率を100%にする。

### スポーツ・文化の振興

#### ～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

- ・鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定（A～Eの5段階）において、A又はBの割合が目標値を上回る。  
[目標値：小5男子 50% , 小5女子 55% , 中2男子 50% , 中2女子 65%]
- ・国民体育大会での入賞（8位以内）が種目数で50種目、人数で120人を上回る。  
[目標値：種目数 50種目 人数120人]
- ・文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位以上）が60人を上回る。

## 別紙

### [学力向上指標]

#### 学力調査の状況

- (1) 全国学力・学習状況調査の実施教科において、前年度よりも最上位層の割合が全国の割合を上回る
- (2) 全国学力・学習状況調査の実施教科において、前年度よりも最下位層の割合が全国の割合を下回る
- (3) 全国学力・学習状況調査において、過去の問題と同一趣旨の問題の正答率について全国平均を上回った割合が前年度を上回る
- (4) 全国学力・学習状況調査において、記述式の問題の無解答率について全国平均以下であった割合が前年度の割合より下回る
- (5) 全国学力・学習状況調査において、中学3年生の各教科の最上位層の割合が、同生徒が小学校6年生時の各教科の最上位層の割合を上回る
- (6) 全国学力・学習状況調査において、中学3年生の各教科の最下位層の割合が、同生徒が小学校6年生時の各教科の最下位層の割合を下回る

#### 学び方の質・学習状況

- (7) 主体的・協働的な学び
  - ・「身に付けた知識・技能や経験を、生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加(算数・数学)
  - ・「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加
  - ・「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校、教員の増加
  - ・授業の中で、自分たちで課題を立てて、解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して発表するなどの学習活動に取り組む児童生徒の増加
  - ・国語の授業で目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりする児童生徒の増加
  - ・「全校一斉読書に取り組む」学校の増加
  - ・「読書が好きである」児童生徒の増加
- (8) 家庭における学習等の状況
  - ・「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加
  - ・「児童生徒に対する国語・算数(数学)の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加

#### 豊かに生きる共に生きる力の状況

- (9) 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識
  - ・「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している」児童生徒の増加
  - ・「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」児童生徒の増加
  - ・「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の増加
  - ・「学級みんなで協力してやり遂げ、うれしかったことがある」児童生徒の増加
- (10) 進路に向けた意識
  - ・「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加
  - ・「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加
- (11) 地域社会への参画状況
  - ・「地域の行事に参加している」児童生徒の増加
  - ・「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」児童生徒の増加